



ITGI Japan 寄附行為

第1章 総則

（法的性格と名称）

第1条 この財団は、法人格なき財団であり、ITGI, Japan（アイティ・ジー・アイジャパン）という。

（事務所）

第2条 この財団は、事務所を東京都に置く。

（目的）

第3条 この財団は、世界の IT ガバナンスにおけるベスト&グッドプラクティス及び知識や研究成果を日本の企業社会へ速やかに紹介し、さらにそれらに日本における環境や事情を反映させつつ普及・定着の促進・支援を行うと同時に、日本における IT ガバナンスのベスト&グッドプラクティス及び調査研究活動の成果を世界に発信するとともに、グローバル環境における IT ガバナンスにおける研究・調査活動への参加及びそのような活動の支援を行うことを目的とする。

（事業）

第4条 この財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）IT ガバナンスに関する調査及び研究
- （2）IT ガバナンスに関する研究会及び講演会の開催
- （3）IT ガバナンスに関する技術者及び研究者の指導育成
- （4）IT ガバナンスに関する情報提供
- （5）機関誌の発行及び IT ガバナンスに関する図書の刊行
- （6）その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

（会員種別）

第5条 この財団に、次の会員をおく。

- （1）正会員
- （2）賛助会員
- （3）特別会員



(正会員)

第6条 正会員は次の者とする。

- (1) ISACA 東京支部
- (2) ISACA 大阪支部
- (3) ISACA 名古屋支部
- (4) この財団の趣旨に賛同する国内法人

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、次の者とする。

- (1) この財団の趣旨に賛同し、活動を賛助する国内法人

(特別会員)

第8条 特別会員は、次の者とする。

- (1) ITGI, International
- (2) 各国 ITGI
- (3) この財団の趣旨に賛同する国内非営利団体であって、IT ガバナンスの普及に貢献しようとするもの

(会費)

第9条 正会員および賛助会員は、別に定めるところによって会費を負担する。

(総会)

第10条 年次総会では次のことを行う。

- (1) 新たに選任された新年度の常務理事等及び理事の紹介。
- (2) 前年度の支部の活動及び理事会並びに常務理事会の活動報告。
- (3) その他、会員の要望事項の聴取等、必要とされる事項。

2 年次総会の議長は理事長をもってこれにあてる。理事長に事故あるときは、理事会で定めた順位に従って議長となる。

3 年次総会は毎会計年度終了後6か月以内に開催する。年次総会の開催日時及び場所は理事会で決定する。

4 全会員に対しては、年次総会の30日前までに、文書により、開催日時、場所、議題について通知する。

5 総会における議決は、定款に特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数による。

(臨時総会)

第11条 臨時総会は、理事会の議決、理事長の要請又は会員の10分の1以上の要求があった場合に開催する。



(除名)

第12条 会員にして次の1に該当する者は理事会の議決を経て理事長は、これを除名することを得る。

- (1) 本会の体面を汚損する所為のあった者
- (2) 会費の滞納久しきにわたる者

(退会)

第13条 会員は、何時でも退会できる。ただし、納入した会費は返却しない。

2 会費の納入期限の2か月後までに、会費を全額納入しなかった会員は、退会したものとみなし、会員資格を停止する。

第3章 財産、事業計画等

(財産の構成)

第14条 この財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 会費に伴う収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第15条 財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第16条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、その一部を処分し、又はその全部もしくは一部を担保に供することができる。

(財産の管理)

第17条 財産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。



2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第18条 この財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第19条 この財団の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第20条 この財団の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始の日前までに理事会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第21条 前条の規定に係わらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ、収入及び支出することができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出となる。

(事業報告及び収支決算)

第22条 この財団の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 理事会

(理事会の構成及び定数)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事の定数は、15名以下とする。

(理事会の権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この財団の運営に関し、重要な事項を議決する。

2 理事長は、この財団の目的を達成するために、理事会の議決を経て各種委員会を設けることができる。

3 各種委員会の委員長は、常務理事がこれにあたり、委員は、委員長の推薦により、理事長が任命する。



(理事会の開催)

第25条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮、もしくは文書による通知を省略することができる。

(理事会の議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第28条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面等による表決)

第30条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面及び電子メール等をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した理事とみなす。

(委任による表決)

第31条 やむをえない理由のため、理事会に出席することが出来ない理事は、書面及び電子メール等をもって、出席する理事に表決に関する委任を行うことが出来る。この場合において、第28条及び29条の規定の適用について、出席した理事とみなす。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の数（書面表決者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項



(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第33条 この財団に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 若干名

(3) 専務理事 1人

(4) 常務理事 若干名

(5) 理事(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。) 10人以内

(6) 監事 2名

(7) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事を常務理事等と称する。

(選任)

第34条 理事は第5章の手続によって、選任される

(役員職務)

第35条 理事長は、この財団を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐してこの財団の業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この財団の常務を掌理する。

4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、この財団の常務を分掌する。

5 理事は、理事会を構成し、この財団の業務の執行を決定する。

6 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務執行状況に不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。



(役員任期)

第36条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(事務局)

第37条 この財団の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。

4 事務局組織及び運用に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第5章 役員選任と解任

(選任)

第38条 役員は、正会員全員の投票によって選任される。投票は推薦委員会から推薦された者に対する信任の形をもって行われる。

2 選任された常務理事等は同時に理事となる。

(推薦委員会)

第39条 推薦委員会は、理事会の同意を得て、理事長より任命された理事以外の正会員2名、現理事長及び前理事長及び前々理事長より構成される。

2 最古参の元理事長が議長となる。

3 委員会は原則として正会員のなかから役員推薦者を決定し、理事会に報告する。

4 正会員以外から推薦することを妨げない。その場合、役員定員の3分の1を超えないものとする。

(手続)

第40条 投票は郵便もしくはそれに準ずる適正と認められる手段により、年次総会の開催日の20日前までに、事務局に到着したものを有効とする。

2 選任は、有効投票数の2分の1以上の承認による。

3 投票の結果は理事会の承認を経て、年次総会において報告される。

(その他の理事)

第41条 過去2期の理事長は書面による就任承諾をもって、理事となる。ただし、常務理事等の責任を負うものではない。



(解任)

第42条 理事会は、過半数の決議で、その他の理事を解任できる。総会は過半数の決議で、役員を解任できる。

2 理事会は、常務理事等及び理事が法的行為能力を喪失し、刑法上の罪が確定し、又は、理由なく理事会を欠席した場合には、理事の過半数の決議で解任できる。

(後任)

第43条 役員に欠員を生じた場合には、前任者の残余の任期について、理事会は理事の過半数の決議をもって、後任を任命できる。

(顧問及び相談役)

第44条 この財団に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為は、理事会において理事の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第46条 この財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の3分の2以上の同意があったときに、解散することができる。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、この財団と類似の目的をもつ財団等に寄付する。

(承継)

第47条 この財団は、一般社団法人及び一般財団法人の認定に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）に基づく一般財団法人ITGI, Japanが設立されたときは、理事会において、理事の3分の2以上の同意をもって、速やかに解散し、財団の権利義務及び財産は同法人に引き継がれるものとする。



第7章 雑 則

(委任)

第48条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この財団の設立当初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、設立宣言のあったときから2007年12月31日までとする。

2 この財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第20条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この財団の設立当初の役員は、第38条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第36条の規定にかかわらず、役員にあっては2007年12月31日までとする。

以上